

## 平成22年度第1回新居浜市協働事業推進委員会 議事録

○日 時 平成22年10月12日（火） 15：00～16：40

○場 所 新居浜市役所 応接会議室（3階）

○出席者 委員：吉川貴士委員長 藤田五郎副委員長  
星加勝一委員 加藤晶子委員 渡邊哲郎委員 石川剛史委員  
越智保二委員 永易美香子委員 窪田進委員  
以上 9人  
市側：工藤市民部長 岡部市民活動推進課長  
井上副課長 藤田係長  
以上 4人 計13人

○傍聴人数 なし

○次 第

15：00 開会

事務局 (岡部)	<p>ただいまから、「新居浜市協働事業推進委員会」第1回委員会を開催いたします。</p> <p>私、本日の進行役をさせていただきます、市民活動推進課の岡部と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>まず、本委員会ですが、新居浜市審議会等の公開に関する要綱に基づき、原則公開ということになっております。具体的には、会議の運営におきましては、事前に開催日時などを市民にお知らせしております。また、傍聴を認めること、さらには、会議の開催結果については、会議録などを公表することと致しておりますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、工藤市民部長から挨拶を申し上げます。</p>
工藤市民部長	<p>市民部長の工藤でございます。委員の皆様方におかれましては、連休明け、また、お祭り前という大変御多忙中にも関わりませず、平成22年度第1回新居浜市協働事業推進委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろは市政の推進に何かと御協力いただいておりますこと、この場をお借りいたしまして改めまして御礼を申し上げます。</p> <p>さて、新居浜市では今年度が最終年度でございますが、第四次長期総合計画におきまして、「ともにつくる自立したまちづくり」を6つのまちづくり</p>

	<p>の一つの目標に掲げ協働のまちづくりを推進し、市民の自主活動の推進に取り組んで参りました。今年度が最終年度ということで、次期の第五次長期総合計画が平成23年度からスタートいたしますが、これは現在策定中でございますが、現在の案の基本計画におきましても、「多様な主体による協働の推進」施策の中で位置づけ、さらに協働を進めて参りたいと考えております。</p> <p>平成19年3月に策定されました「協働事業推進のためのガイドライン」にも記載されておりますが、「市民との協働を理念から実践へ」ということで、これまで進めて参りました。このガイドラインに記されておりました3ヵ年計画も終了し、現在、新たな推進スケジュールや内容等を検討しているところでございます。</p> <p>後ほど、事務局の方から新しい推進スケジュールや内容につきましても、御説明があろうかとは思いますが、実際「理念から実践へ」というふうなところが踏み切れていない部分がございます。また、職員の中にも十分浸透しきれていない点もございます。職員によって、協働に対する認識にかなり温度差があるというのも事実でございます。</p> <p>こういう中でございますが、委員の皆様方におかれましては、これから2年の任期でございます。ぜひ、皆様方の豊富な経験を生かしていただき、さらなる協働を推進するために、御協力をいただきますようお願い申し上げます。本日は、限られた時間の中での会議にはなりますが、密度の濃い内容となりますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての私からの御挨拶とさせていただきます、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局 (岡部)</p> <p>本年度第1回目の協働事業推進委員会でございます。前委員の任期満了に伴いまして、委員会委員の改選を行っております。再任していただいている委員さんもおられますけれども、皆様方の委嘱状につきましては、お手元の封筒の中へ入れさせていただいておりますので、今後ともよろしくお願ひできたらと思います。</p> <p>今期から新たに委員に就任された方もいらっしゃいますので、ここで自己紹介をお願いしたいと思います。手元の資料の2ページに委員名簿をつけさせていただいております。それでは、星加委員さんから順番に自己紹介をしていただけたらと思います。</p> <p>&lt;委員自己紹介&gt;</p> <p>事務局 (岡部)</p> <p>ありがとうございました。委員の皆様、今日は全員出席でございます。今後ともよろしくお願ひいたします。それでは、事務局職員の自己紹介もあわせてみたいと思います。</p> <p>&lt;事務局職員自己紹介&gt;</p>
--	--

事務局 (岡部)	それでは次に、委員長、副委員長を選出させていただきたいと思います。資料の3ページを見ていただきますと、本委員会の設置要綱となっております。第5条に、「委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。」とありますが、任期満了で新たに委員となりましたので、選出したいと思いますが、選出方法について、いかがいたしましょうか。
星加委員	事務局一任でお願いします。
事務局 (岡部)	事務局一任というようなお声があるのですが、よろしいでしょうか。 ＜異議なし＞
事務局 (岡部)	それでは、事務局から事務局案の提案をお願いしたいと思います。
事務局 (井上)	それでは、僭越でございますが、事務局から提案させていただきます。委員長に、吉川貴士委員、副委員長に、藤田五郎委員にお願いしたいと考えております。
事務局 (岡部)	事務局では、委員長に、吉川貴士委員、副委員長に、藤田五郎委員にお願いしたいとの提案でございましたが、皆さんいかがでしょうか。
	＜拍手＞
事務局 (岡部)	全員の拍手をもって選出されました。 それでは、吉川委員長さん、藤田副委員長さん、御足労をおかけしますが、前の方へお進みいただいて、席にお着きいただけたらと思います。
	＜委員長・副委員長席移動＞
事務局 (岡部)	それでは、お二人に御挨拶をいただきたいと思います。まず、吉川委員長さんからよろしくお願ひいたします。
吉川委員長	改めまして吉川です。よろしくお願いします。前任の加藤委員長さんのようにてきぱきとやりたいと思いますし、今まで私は委員でも、いろいろ言いたいことを言う方で、委員長という方の経験がありませんので、皆さんの御協力をよろしくお願いしたいなと思います。そんな中で、心強い藤田五郎先生が副委員長になっていただいているので、安心していただいていいかなと思います。よろしくお願ひいたします。

藤田副委員長	よろしくお願ひいたします。藤田五郎です。吉川委員長さんにおんぶにだっこさせていただいて、あと皆さんの御協力を得て、会がスムーズに運ぶように御協力をお願いしたいと思います。
事務局 (岡部)	ありがとうございます。それでは、これより第1回委員会の議事に移ります。会議の議長は、委員長が行うことになっております。吉川委員長さん、これから議事進行につきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

### 15:10 議事

吉川委員長	それでは、ただ今から、お手元の次第に従いまして、議事を務めさせていただきたいと思います。半数ほどの方が新たに委員となられていますので、この委員会設置の経緯と任務について、事務局から報告をいただきたいと思います。
事務局 (藤田)	<p>＜配布資料確認＞</p> <p>まず、本委員会設置の経緯についてですが、委員の皆様には事前にお渡しております「協働事業推進のためのガイドライン」に基づき、市民と行政の協働事業を効果的に推進するために、設置するものでございます。</p> <p>また、皆様方の任務につきましては、次第の3ページをお開きください。</p> <p>新居浜市協働事業推進委員会設置要綱の第2条「委員会は、次に掲げる事項について審議し、市長に対して意見を述べることができる。」ということで、次の3つの項目、「協働事業市民提案制度の実施に関すること。」、「協働事業推進のためのガイドラインの修正に関すること。」、「その他市民と行政の協働事業の推進に関すること。」となっております。</p> <p>さて、多くの自治体では「きょうどう」という言葉を使っておりますが、この「きょうどう」について説明させていただきます。</p> <p>この「共同」とは、生活を一緒にする、例えば、お風呂を共同で使う共同風呂などで使われます。この「協同」とは、活動を一緒にする、協同して同じ活動をする、行為そのものが一体化している意味を持っています。例えば、生活協同組合は、この協同を使っています。この「協働」とは、課題を一緒にする、他の2つとの大きな違いは、同じという言葉が含まれておりません。これは、課題を共有して人が動くわけですから、一人ひとりの動きは違ってもよく、それぞれの思いや能力に応じて活動すればよいということで、「向かう先は共有しましょう。」、思いは一緒ということです。この「協働」を一言でいうのはなかなか難しいのですが、このガイドラインでは、「協働」を「自立した組織が連携しながら、新しい公共の価値を創造すること。」と定</p>

	<p>義しております。</p> <p>市民と行政が、公共の目的実現や地域の課題解決に向けて、相互の立場や特性を認め合い、積極的に連携・協力しあうことであり、それが決して「やらせたり」、「やってもらったり」することではなく、地域のために共通の目的に向かって、ともに汗をかくことです。</p> <p>近年の少子、高齢化、国際化の進展など社会経済構造が大きく変化しておりまして、市民が多様な価値観を持ち、様々なニーズがある中で、行政だけでは、次々に押し寄せるさまざまな課題、すべてのニーズに対応することは難しい状況の中、行政は、公平公正の原則から多くの市民が望む公約数的な活動に限定されがちで、慎重、充分な議論、事務処理が必要となったり、法令に基づいて動くことが前提であることから、迅速で、個々に応じた対応が難しい。</p> <p>しかしながら、市民は、行政と異なり形式的公平性に束縛されないため、柔軟で個々に応じた対応が容易であり、目の前の課題にすぐに対応できるという魅力があり、専門性、先駆性、開拓性などの魅力を持つ市民が、まちづくりの担い手として「新しい公共」を創造していくば、行政にはできなかつたきめ細やかな新しいサービス、課題解決に向けた有効な取り組みが期待できます。そこで具体的に協働事業を実践していくための進め方を整理したものが、この協働推進のためのガイドラインでございます。</p> <p>次に、補助金とこの協働事業の違いについてでございますが、まちのレストランに例えると、「補助金」は、公益的市民団体に対して支援をすること、あくまでも市民の自主性を尊重するということです。一方「協働」で行うと、市民と行政による共同経営、成果を得るために事業内容を考えるということです。協働では、店の立地、店内のデザイン、メニュー、仕入れ、価格など料理法ではなく、経営法から参画する形になろうかと思います。補助金は、実施主体は団体であり、事業実施から予算執行までを団体主体で行います。一方、協働事業は、計画の段階から協議を重ね、事業実施も協働して行い、事業終了後も、実績報告だけではなく、相互協議による協働評価を行います。このあたりが、大きく違うところではないかと思います。</p> <p>それでは、ガイドラインの内容について、簡単に説明させていただきます。お手元の資料の5ページから7ページまで、「協働事業推進のためのガイドライン」の概要版を添付しておりますので、ご覧ください。本ガイドライン作成の目的ですが、一言で言えば、協働についての認識統一を図ること、そして、市民と行政の協働推進を、理念ではなく実践へ進めていくことを目的としています。</p> <p>本ガイドラインは、決して固定的なものではなく、協働の実践や創意工夫</p>
--	--

	<p>の中で、適宜加除修正を行っていくことを前提とし、平成19年度を初年度とした3ヵ年スケジュールにより、これまで実施しております。ガイドラインは、大きく3章の構成となっております。「第1章 「協働」を知る」ということで、「1 今、なぜ、協働が必要か」、「2 協働の対象となる「市民」とは」ということで、「地域課題に取り組み全ての市民」と定義しております。「3 協働の基本原則」を、自立、共有、公開の3つの項目を定義しております。「4 協働の領域」、「5 協働の形態」として、6つの形態を定義しております。</p> <p>次に、「第2章 具体的な取組み」、「1 協働の推進体制の整備」として、府内推進体制として、生涯学習のまちづくり推進体制を活用しております、推進本部、推進班、推進担当となっております。府外推進組織として、新居浜市協働事業推進委員会ということで、協働事業市民提案制度の実施、ガイドラインの修正、その他となっております。「2 行政職員の意識改革」、「3 市民活動団体の自立促進・協働オフィス事業との連携」、「4 協働事業市民提案制度の創設」ということで、平成19年度からの3ヵ年計画に基づきまして、平成21年度まで協働事業市民提案制度を実施して参りました。</p> <p>次に、「第3章 協働委託マニュアル」は、協働の形態の1つである委託について、府内の統一的な考え方、事務手順などを整備しております。「1 協働相手（パートナー）の選定」、「2 委託契約を締結するときの留意点」、「3 協働評価の方法」ということで、協働事業については事業終了時に、必ず相互に協議した評価を行いますので、その評価の方法について整備されております。</p> <p>以上で、本委員会設置の経緯及び任務とガイドラインの概要についての説明を終わります。</p> <p>吉川委員長 ありがとうございました。ただ今の説明に対しまして、御質問はございませんか。</p> <p>こういうガイドラインがありまして、その中で今説明がありましたように、私たちはその進め方であるとかというものを協議していくことなのですが、特にないようでございましたら、次の議事に進めさせていただこうかなと思います。また、全体を聞いていただいた後で、質問を受けますので、その時にでもよろしくお願ひします。</p> <p>それでは続きまして、これまでの協働事業市民提案事業について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
--	---

事務局 (藤田)	<p>平成21年度（昨年度）協働事業市民提案事業の実施状況及び協働評価シートにつきましては、事前に送付させていただきましたので、時間の関係で省略させていただき、平成22年度、今年度実施しております協働事業市民提案事業について、まだ、中間点ではありますが、説明させていただきます。</p> <p>——平成22年度協働事業市民提案事業をホームページにて説明——</p> <p><b>1 かぶと虫のお家</b></p> <p>提案団体：別子山の幸</p> <p>事業担当課：別子山支所</p> <p>事業概要：子どもたちに別子山地区の自然と暮らしを伝えるために、会員自宅で行ってきた市民イベント「かぶと虫のお家」を、より多くの人に内容を充実して楽しんでもらえるよう、新居浜市森林公園「ゆらぎの森」事業と連携し、7月25日（日）に公園の林の中で実施し、8月20日（金）までの間、かぶと虫とふれあい体験を行いました。</p> <p><b>2 バリアフリーマップ作成事業～トイレ編～</b></p> <p>提案団体：新居浜市ボランティア連絡協議会</p> <p>事業担当課：福祉課</p> <p>事業概要：障害者の外出の利便性を向上するため、市内にある多目的トイレ（車椅子対応、オストメイト対応、ベビーシート、介助スペースがあるなど）約120ヵ所の調査を行いまして、形態、場所などを紹介する「バリアフリーマップ」を作成したものです。このトイレマップは出来上がっておりまして、9月5日の新居浜市ボランティア連絡協議会設立20周年記念式典の中で出来上がった「バリアフリーマップ～トイレ編～」が紹介され、参加者全員に配布されました。約2万部作成されまして、市役所では総合窓口、市民活動推進課などの窓口にも置いております。</p> <p><b>3 市民のまちづくり活動への市民参加促進事業</b></p> <p>提案団体：NPO法人にいはま市民企画ノポック</p> <p>事業担当課：秘書広報課</p> <p>事業概要：市民による各種まちづくりイベントが多く行われておりますが、団体メンバー自身が出演してPRするテレビ番組を自主制作し、広報チャンネルで放映することにより、より多くの市民への周知を図るもので、団体の広報力アップを図るとともに、未活動者が関心ある活動・団体と出会うきっかけにする事業です。</p>
-------------	---

#### 4 おさかなふれあい体験事業

提案団体：新居浜市おもちゃ図書館きしゃポッポ

事業担当課：農林水産課

事業概要：生魚に加え、手づくりで作成したタペストリーや実物大の魚のおもちゃや新居浜でとれる魚のカルタ等を用いて、未就学児が魚や海について楽しみながら学習し、魚に親しみ、地域に密着した魚食の推進を図る事業を市内幼稚園や保育園と協力して年間5回程度実施するという事業です。

#### 5 市民主導の新居浜市認知症高齢者SOSネットワークづくり

提案団体：新居浜医療生活協同組合

事業担当課：地域包括支援センター

事業概要：ますます増加が予想される認知症高齢者とその家族を支援するSOSネットワークづくりを進めるため、認知症高齢者に気軽に声かけができる人を養成し、また、認知症にやさしいまち安心ステッカーとパンフレットを作成し、タクシー事業者やコンビニ等にステッカーを提示していただき、認知症高齢者に対する理解を深めることにより、地域で安心して暮せるまちづくりを進める事業です。

#### 6 転入者はまちづくりの新たな活力！「ようこそ縁あり新居浜へ」事業

提案団体：NPO法人にいはま市民企画ノポック

事業担当課：市民活動推進課

事業概要：転入者が持つ全国各地での生活体験を本市まちづくりに活かすため、転入者対象のまち紹介バスツアーを実施し、市民や企業、行政の様々な取り組みやまちの魅力を市民視点で伝えることを通じ、新たなまちづくり活動者としての活躍を促す事業です。

#### 7 『産業遺産に光を』煙突山ライトアップ

提案団体：煙突山ライトアップ in 新居浜 愛媛

事業担当課：別子銅山文化遺産課

事業概要：市所有物となり、また、登録有形文化財として登録された「煙突山」ですが、ライトアップを行い、煙突山のさらなるクローズアップを図り、市民全体の関心を高める事業です。

#### 8 「衣類のゆくえ」～燃やさず資源化で地球温暖化を防止しましょう～

提案団体：新居浜衣料リサイクル研究会

事業担当課：ごみ減量課

	<p><b>事業概要</b>：衣料を燃やさず資源化することで、CO<sub>2</sub>を削減し、地球温暖化を防止するため、回収用の「リサイクルボックス」のモデル設置や体験型の環境学習や工場見学の実施等により、衣類の3R（リデュース、リユース、リサイクル）についての啓発を行い、「衣類を燃やさない。」ということを実現していく事業です。</p> <p><b>9 外国人にも優しい「観光+まち」案内事業</b></p> <p>提案団体：元気！プロジェクト 事業担当課：市民活動推進課・運輸観光課</p> <p><b>事業概要</b>：外国人観光客や短期滞在者等にもっと新居浜を知ってもらい、また、外国との文化交流に寄与するため、各種団体と協力して、外国人を対象としたアンケート調査や英文パンフレット作成、インフォメーション拠点の開拓等を行う事業です。日本語のパンフレットを英語に訳すだけではなく、本当に外国人が知りたいようなものもワークショップの中で、作成しております。</p> <p><b>10 地球と地域の環境を考えよう！</b></p> <p>提案団体：新居浜市おもちゃ図書館きしゃポッポ 事業担当課：学校教育課・市民活動推進課</p> <p><b>事業概要</b>：環境を大切にする心、ごみの分別方法などを学び、実生活に活かしていくために、市内の小学生に対して、体験型の環境学習の機会を提供する事業です。地球環境の話をした後に、ブルーシートの上に手づくりのおもちゃのごみを置いて、子どもたちに9種別の手づくりのおもちゃのごみ箱に入れてもらって、リサイクルマンが「分類が違っているよ。」とか、どういう分類をしたらよいか説明を行う事業です。</p> <p>以上で協働事業市民提案事業の説明を終わります。</p> <p>吉川委員長 ありがとうございました。なぜ、丁寧に説明をいただいたのかと言いますと、本委員会の設置要綱第2条の委員会で我々が審議することの1番目、「協働事業市民提案制度の実施に関すること。」ということで、前年度に公募をして採択して、今年度実施しているのですが、実は、今年は募集をしませんでした。来年度の実施はないのです。協働事業市民提案制度は、いいことなのですが、予算のことありますとか、見直しも兼ねまして、今年は募集をしませんでした。ガイドラインの中での位置づけとかも踏まえまして、平成23年度にこの市民提案制度をどうするのかということを決めて、やるのであれば、平成23年度には募集をしなければならないのです。ということ</p>
--	--

	<p>とで、皆さんの御意見をいただきたいということで、今年度実施の事業を見ていいただき、前年度実施の事業も市のホームページから見ることができますので、ぜひいろいろ御覧いただいて、もっとよくするためにどうしたらよいのかということを考えていただきたいということで、見ていただきました。何か素朴なことでも結構ですので、御質問があれば、遠慮せずに御質問いただけたらと思います。</p> <p>それでは、市民提案制度も踏まえた協働事業推進のためのガイドラインの見直し（案）について、事務局から説明をいただきたいと思います。</p>
事務局 (藤田)	<p>最初に市民部長からも説明がありましたが、平成19年度からの3ヵ年スケジュールに基づき実施して参りましたが、「理念から実践へ」なかなか踏み切れていない部分もあり、まだまだ職員にも、市民にも浸透できていないところもあります。そのような中で、「三ヵ年推進スケジュール」の振り返りということで、今年度6月に、平成21年度に協働事業市民提案事業として実施した団体と市の担当者を交えての意見交換会や協働に関するアンケート調査などを実施いたしました。</p> <p>まずは、これらの結果を簡単にまとめたものを報告させていただきます。</p> <p>まず、協働事業市民提案事業意見交換会ですが、「もっと十分に時間をかけて作業の計画を立てるべきだった。」、「作業量が予定以上に増えた。」、「もう少し話し合いができる時間がほしかった。」、「1回の相互評価だけではなく、その都度の振り返りが必要ではないか。」、「1年だけではなかなか達成できない。」、「短期間では効果が発揮できない。」、「もっと広く市民にお知らせし、協働事業を知ってもらう必要があるのではないか。」ということで、協働するためには、十分な話し合い、本音で語り合うことが必要、事業実施中の話し合いなど協議も必要、事業の継続性など長期的な視点が必要、市の広報力をもっと活用することが重要となっています。</p> <p>また、協働事業市民提案制度自体についても、例えば、「申請書や予算書の作成は、市民団体側としてはわかりにくく、プレゼンテーションは市民団体には敷居が高い。」、「事業実績報告や協働評価をもう少し簡素化できないか。」、制度のPR不足、募集期間の延長、採択基準の明確化などが出ております。これについては、先ほど吉川委員長さんがおっしゃられたとおり、今年度の募集はございません。今、来年度の募集の予算要望をしておりますが、募集ができるようになりましたら、できるだけニーズに対応できるようなものを、また皆様方と検討していきたいと考えております。</p> <p>次に、協働事業市民提案制度についてのアンケートに関してですが、「新たな公共とは何かをもっと議論すべきではないか。」、「行政の立場では気が</p>

つきにくい面がありこの制度は非常に有効である。」、「市民向けにもっと広報活動を充実させてほしい。」、「単年度ではなく、必要性があるものは継続を。」という結果になっております。

今年度初めて、意見交換会を実施しましたが、「意見交換会やアンケート調査などをもっと活用する。」、「職員の意識改革が必要である。」、「制度の周知、協働事業の取組内容などの広報の充実が必要である。」、「事業の継続性を検討しなければならない。」ということで、「今後どのように協働を進めるべきか。」については、「職員は職務外でも積極的に協働を市民に働きかけていくことが必要である。」、「職員は積極的に市民要望に耳を傾けることが必要である。」、「前例がないとか忙しいということはだめで、柔軟な発想でどうしたら実現できるかに時間をかける。」、「もたれ合いにならない対等な立場が必要である。」、「協働はWin-Winの関係でなければならない。」、「違う特性を活かしあうには過程の議論こそが大切」、「アンテナを高くしていろいろな情報収集や市民ニーズ・社会ニーズを知ろうとすることが大切」、「現在の業務量を考えると難しいということも事実なので、できるところから取り組むしかない。」ということが、職員へのアンケート結果になっていきます。

以上のような振り返りの結果とこれまでの経過を踏まえまして、ガイドラインの見直しポイントを次の3つの案としてまとめましたので、説明させていただきました。

まず、ポイント1は、「職員の意識改革について」として、「行政職員の意識改革を図るため、協働の7つのポイント（案）などガイドラインの啓発等に取り組み、理論から実践を推進します。」ということで、お手元に「協働の7つのポイント」を配布いたしております。ガイドラインはガイドラインで啓発していくますが、ガイドラインにプラスして、7つのポイントとして、「1 公共は官だけで担うのではなく、NPO、企業等さまざまな主体が共に担うこと。」、「2 「協働」とは、現場に足を運び、当事者の生の声に耳を傾けてこそわかるという意識を持つこと。」、「3 協働の相手とは対等であり、本音で語り合えてこそ、協働であるという意識を持つこと。」、「4 協働の現場では、自らの責務として率先して行政内部で連携し、相乗効果を得ること。」、「5 協働には十分なコミュニケーションが必要であり、共感するには時間がかかるという意識を持つこと。」、「6 情報は市民のものであり、市民のために活用すること。」、「7 協働できない理由を探すのではなく、受益者のためにどうしたら実現できるかを考えること。」の7つのポイントを重点的に研修等で進めていきたいと思います。

次に、ポイント2として、「既存事業の見直しについて」ということで、

現在、市が直接実施している事業について、協働の視点で見直し、協働事業市民提案制度を活用して、新たな協働事業の創出を目指します。既存事業見直しを視野に置き、当面は職員の意識改革を主目的とし、事務事業評価に協働視点を追加するということです。これは、市にたくさんの業務がありますが、「業務内容や課題を一覧的に、提案される方に示すことで、提案しやすくなるのでは。」という御意見をいただいた中で、市役所内の各部署の業務内容や課題を一覧的に開示することで、提案者が提案の焦点を絞ることができます。そのため、全庁的に実施し、既に市のホームページで公開されております事務事業評価を提案募集時に参考資料として紹介していきたいと考えております。

次に、ポイント3として、「協働事業の継続について」ですが、現状では、この事業は、市民部の予算としては、単年度、1年限りの予算事業として進めておりますが、平成21年度実施の8つの協働事業のほとんどが協働提案をきっかけとして、事業担当課と連携しながら事業の継続に取り組んでいただいております。

今後更に推進を図るため、現行の部内予算枠ではなくて、継続事業の枠外予算要望のフローという案にて、すでに採択実施し、「協働による相乗効果が高い。」と評価され、事業担当課が、継続が必要と判断した事業の相乗効果や継続の必要性について意見書を作成し、協働事業の継続の予算化の流れ（案）を市民活動推進課で作成し、予算担当課へ提案いたしましたが、残念ながら、現在のところは、枠外予算要望は難しいとの判断をいただいております。

今後の推進スケジュールとして、平成23年度を初年度とし、現在見直しを行っております第五次長期総合計画と連動した形とするため、長期総合計画の中間年の見直しにあわせて、五ヵ年推進スケジュール（案）を考えております。平成23年度が、ガイドラインの啓発等行政職員の意識改革、既存事業への協働手法への取り入れ、意見交換会の開催（平成22年度実施分）、協働事業市民提案事業により協働がふさわしい事業の提案を募集、平成24年度から平成26年度が、予算措置された新たな協働事業の実施、協働事業市民提案制度を活用して新たな協働事業の創出、意見交換会の開催、平成27年度が、平成28年度以降の新たなスケジュールの検討をするようにしています。現在、平成23年度に協働事業市民提案募集を行うための予算要望の準備を進めているところでございます。

協働の推進体制につきましては、ガイドラインの「第2章 具体的な取組み」の「1 協働の推進体制の整備」の「(1) 庁内推進体制」の中で、「生涯学習のまちづくり推進体制を活用」とありますが、これを協働の推進体制

	<p>に変更するものでございます。</p> <p>協働事業実施後に行っていただく「協働評価シート」につきましても、意見交換会や市民団体アンケートなどから、「協働評価シートをもう少し簡素化できないか。」という御意見もいただいた中で、簡素化できる部分につきまして検討いたしました。評価項目につきましては、協働の基本原則に基づいた項目となっていることから、それぞれ原則の視点での評価は最低必要であると判断しましたが、それぞれの評価の説明については簡素化し、最後の自由記述で設けている「事業の目的、目標が達成されたか。」、「どのような成果があったか。」などの相互協議結果のところで、両者の評価に違いが出た部分を含めて、全体を通して記入いただく方法として、それぞれの項目から評価の説明と相互協議結果を削除いたしたいと考えております。</p> <p>その他、ガイドラインの頭書きの部分であるとか、おわりの部分につきましては、これまでの3ヵ年スケジュール成果や課題、今後の方針などをまとめまして、加除修正することにしたいと思います。</p> <p>以上で、協働事業推進のためのガイドラインの見直し（案）の説明を終わります。</p>
吉川委員長	ありがとうございました。かなり広範囲にわたっていますが、御意見や疑問点とかいろいろあろうかなと思いますが、いかがでしょうか。
星加委員	<p>今日初めて委員会に出席して、今までのことはわかっていないのですが、平成21年度実施の中で、外国人児童生徒支援事業はCの記載が多くたりとか、最後の自由記述の団体等のところで、「計画されていたが、実施されなかった。」という記載がありまして、協働事業とは、団体と市とが協働して、計画とか収支予算をやっていくものであって、結果的に実施されなかつた理由の記載については、このシートだけで終わってしまうのではなく、今後の支援も必要であるというくくりになっているということを考えると、具体的な改善案もフォローとしているのではないかと思います。必要だけど、評価上団体と市との協働する事業が結果的にはやれていない部分があったということに対して、評価の中に改善案の欄を示す必要があると感じました。</p>
吉川委員長	例えば具体的に言うと、ただ反省だけでなく、改善案的な、今後どうすればいいのかということを書くような欄があればいいということですね。
星加委員	そうですね、継続が必要であって、計画していたができなくて、市の支援

	が金的支援と書かれています。これでは、何のために協働事業でやったのかということが、市民目線で考えたときに疑問に思いました。
永易委員	質問ですけれども、協働評価シートは行った側だけの評価ですよね。事業をして受け取った側の感想は、どうやって手に入れているのでしょうか。
事務局 (藤田)	受け取った側というのは、市民ということですか。
永易委員	例えば、新居浜市おもちゃ図書館きしゃポップの授業であれば、授業を受けた子どもたちはどうだったのか、保護者の方はどうだったのかという感想は、どうなのでしょうか。
事務局 (藤田)	今年度はアンケートを出していただくようにしていますが、平成21年度は参観日と重なった授業もありますが、保護者の方の感想などは聞けていません。市民活動推進課だけではなく、授業の視点というところで学校教育課の先生方にも入っていただいての評価や実施校の先生の評価もあり、実際に行った団体の評価もありましたが、それプラスおっしゃられたように子どもたちの感想があればよかったです、この時点では入っていないというものが現状です。
吉川委員長	<p>補足させてもらってよろしいですか。NPO法人にいはま市民企画ノポックも実際に協働事業をやっていて、この協働評価シートは、この事業を協働していく上での課題点とかを出していくための記入用シートとして、受け取った側がとてもよかったですと言われても、自分たちでBをつけたりCをつけたり、もっと協働としてやれることがあったのではないかという反省がこのシートです。受益者の方たちに対するアンケートというのは、ここには出てきていませんが、それぞれの団体が実施アンケートを取っているところもあります。この小学校の場合は、子どもたち全員にということはなかったのですが、ただ、それを授業評価とするときには、そういう視点もあってしかるべきだと思います。今後、次年度募集する時には、前もって「この評価だけでなく、受益者の評価も取って公開してください。」ということも、今後ありかなと思います。</p> <p>私からよろしいですか。予算措置された新たな協働事業の実施というの、例えば何でしょうか。</p>
事務局(藤田)	前年度に採択され、予算措置した事業を実施するという意味です。

吉川委員長

提案制度という意味ですね。わかりました。

ガイドラインについての私の意見ですが、なぜ協働していこうとしているのかというと、目的があつて協働を進めていきたいということで、協働推進委員会ができていると思うのですが、その中で、協働事業市民提案制度といふのは、例えば、協働とは何かということで、職員研修で7つのポイントであるとか、協働とは何かという意識改革をしていくことを踏まえて、協働のまちに向かっていくわけでやってきました。協働の場合は、パートナーが要ります。そのために、どこに、どういう団体が、どれぐらいの能力を持った団体がいるのかということも踏まえて、パートナー探しのために、協働事業市民提案制度が実施されて、一定の効果があったかなと思っています。

ですが、この見直しの中で一番大きな問題が、今まで単年度だったので、事業の継続ということが問題であったということで、このシステムづくりが必要になって、そのためには、このガイドラインでうたつていくということもひとつなのでしょうが、新たに協働事業を実施して、いいなということを継続するということにならざるを得ないから、行政の人たちは大変です。仕事が増えるだけなのです。仕事が増えるだけだとしたくなくなるから、よりよくなつていかないのです。そのために、既存事業の協働化、これは先ほどのガイドラインの中でも書いていたのですが、既存事務事業評価に協働視点を追加ということ、これも協働だと思います。今の事業は、市のホームページで見ることができるようになっています。その目的、何のためにこの事業をやっているのかということだけを開示していたら、市民は、「その目的であれば、私たちはこういうやり方でもっとこうできるよ。」ということが提案できるのではないかでしょうか。今やっているサービス・手法が、ベストなのかということを考えることと一緒にやっていくことが、協働であるから、お金がどうこうはなくともいいのではないかと思います。今、行政がやっている仕事で、見直しがあって要らないこともあるのですが、要らないというのは、効果が少ないのであるから要らないのであって、本質的に要らないものはないです。ただ、手法があまり時代に合っていないとかいろいろあります。それを見直すのが市民で、言いつ放しの無責任な市民に振り回されると大変なので、「自分たちであれば、こうできるよ。」という責任ある団体と一緒によりよくしていくということをやっていけば、まさに協働のまちづくりであつて、よさがあつて、これはパートナー探しとしてはいいと思います。実際見つかって、やられている事業もあるので、これはありがたいです。このことを念頭に置いて、ガイドラインを踏まえていただいたら、うれしいなと思います。

次に、小さな行政というのは、私は、職員の削減を意味するものではなく

	<p>て、市民へサービスを提供する公益を行政だけではなくて、NPO、コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス、市民も、企業も踏まえて、公共的・公益的な事業をしていくことによって、相対的に行政が小さくなるという意味だけつけ加えさせていただこうと思います。よりよいサービスというのは、いっぱい事業を増やすことではなくて、今あるものをよりよく充実させるべきかなと思います。</p> <p>初めての方もいらっしゃるので一言でもと思いますが、「このガイドラインについては、こういう方向で進んでいきます。」ということで御了解いただくということでよろしいでしょうか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p>
吉川委員長	<p>今後、協働事業を推進していくためにも、ガイドライン、7つのポイントも案として、これを元に職員研修をやっていこうという案なのですが、このガイドラインに基づいて実際にやっていく計画、スケジュールとかをどんどん進めていっていただきたいなと思います。協働事業市民提案制度の協働評価シートにつきましても、委員さんからいただいた視点も踏まえて、改善していただいて、次年度に向けてよりよいものを考えていきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>当面の私たちの任務としては、このガイドラインの見直しについて助言等をということですので、また委員会等がなくても、後で気づかれたがあれば御意見をいただけたらと思います。</p> <p>次年度は、ガイドラインのスケジュールに基づいて、協働事業市民提案制度が実施されるようにもっていっていただきたいと思っています。そのためには、予算の問題等がありますが、どうか協働のまちづくりのために尽力いただきたいと思います。</p> <p>最後に、全般を通して何かございましたら、ご遠慮なくよろしくお願ひします。</p>
星加委員	ガイドラインの10ページに、行政職員の意識改革と書いているが、この協働推進委員会で職員の評価をしたり、査定をするわけではないですね。
吉川委員長	はい。
星加委員	12ページに協働事業市民提案制度の流れがありますが、協働推進委員会がタッチするところはどれになるのですか。

事務局 (藤田)	平成23年度で申し上げますと、まず、年度の初めに募集要項を決定することになります。募集要綱の案を皆様方にお諮りした上で、その決定を受けて募集を開始いたします。募集をして提案が出てきましたら、協働すべきと考えられる事業提案についての評価をしていただくことになります。
吉川委員長	具体的に申し上げますと、募集をすることになったときに、先ほどのように受けた団体には、「このような協働評価シートを事後には出してください。」というような募集要項を作ります。たたき台は事務局で作りますが、それについてこの委員会で審議して、決定して行うということです。それをもとに募集して、出てきた団体の事業を評価します。今まででは、我々委員の前でプレゼンテーションをしてもらっています。
星加委員	事業の予算措置はどうなのでしょうか。
事務局 (藤田)	予算措置は行政で行います。例えば、10事業の提案が出てきた場合、10事業についてプレゼンテーションをして、各委員さんが事業ごとに評価をします。協働にふさわしいか、ふさわしくないかの評価をした上で、その評価を府内の推進本部に諮った上で、「予算の中でこれだけの事業はできるのではないか。」「これは精査がいるのではないか。」ということで、事務局が予算措置を行います。ガイドラインで募集するのではなく、別途、平成23年度協働事業市民提案制度募集要項を作成しまして、その募集要項により提案されたものに対して、評価をしていただくということです。
吉川委員長	ただ、評価して「全部いい。」ということになっても、予算の関係があつて全部も認められない。予算措置というのは府内の話なのですが、この委員会で評価をします。「この事業はいいです。」という答申を出して、予算のもとにやっていただくということです。
星加委員	「協働事業推進委員会へ付議」のところで、提案事業市民提案制度にふさわしいものかどうかを委員会で協議するわけですね。
吉川委員長	はい。
星加委員	最後の「協働事業の評価」は、行政がやるのですか。
吉川委員長	これは、団体さんと事業担当課に評価をしていただくということです。

星加委員	AとかBとかの評価を、我々がするということではないですね。
吉川委員長	はい、そうです。
事務局 (岡部)	今年度は募集がないのですが、募集して提案が出てきたら、いいかどうかの採点みたいなところがあるのですが、来年度募集したときに10件出てくるのか15件出てくるのかわからないのですが、お忙しい中なのですが、15件出してくれれば15件について、次年度事業をやってもらうに当たっての採点をやっていただくことになります。そのときが集中的にお世話をいただかなければならぬ時期になるのではないかなと思います。実施した結果については、今日みたいな形で御報告することもできます。募集して出てきたときはどうするかということは、この委員会の中でお世話をいただくということでおろしくお願ひします。
星加委員	今まで実施している中で、継続してやる懸案はあるのでしょうか。
事務局 (岡部)	基本的に単年度で終わるということはあるのですが、当初始まったときに、継続ということではなくて、市内に18小学校があるのですが、そのうちの1年目は何ヵ所、2年目は何ヵ所ということで全校区やっていくということで続いている事業はありますが、それは継続ということではなく単年度でやってきています。継続する事業費については、市民活動推進課で別に予算を取っているわけではないので、各担当課との関係の中で継続事業についてはやっていただくというような考え方になっています。
星加委員	この協働推進委員会で審議するのは、新しい提案だけだと考えていいのですね。
吉川委員長	今までにはパートナー探しということで、新しい事業についてこの協働推進委員会で審議して、2年目もやられている事業は、昨年度実施した事業を事業担当課所の予算でやることで、この協働推進委員会とは関係なく、団体さんとその部署ということはあります。
事務局 (藤田)	協働事業は、ローリング、振り返りの繰り返しになりますから、評価が終わって終わりではなくて、昨年度実施した事業の協働評価シートは、各委員さんにお送りして、「採択した事業が終わり、こういう評価をいただきました。」というローリング方式で進めていきたいと思っています。

吉川委員長	先ほどの協働評価シートは、我々が評価をしていく上での意見を取り入れたものをやっていただくということになっています。
窪田委員	たくさんニーズがあるんだと思いますが、継続することによって深く浸透していくのでしょうか、予算が限られてますでしょうし、継続ばかりしていると他の事業に予算が回らなく、新しいことが普及していかないと思うので、いいと思う事業があるのであれば、継続ということも大事なことだとは思いますが、1回終わって、意識的に続いていけたら、その団体さんのものになっていくのではないかなと思います。
吉川委員長	そういうしたものも踏まえて、今度募集する募集要項もこの委員会で皆さんに御審議いただきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願ひいたします。
永易委員	委員会で審査して、この事業は市とは協働しなくてもいい事業ではないかなということになった次の時点で、「こういうことがありますよ。」というコーディネートはこの委員会ですか。
吉川委員長	この委員会ではないです。そういうネットワークについては、まちづくり協働オフィスでやっていきたいとは思っています。
渡邊委員	総合的に御説明いただきましたが、来年度予算がついていないということで、今年度ガイドラインの見直しを行っていくといったような形で、先ほど事務局から見直し案ということで示されたのですが、これは事務局がここは直した方がいいと練っている案といったようなことで、我々検討する側も、その箇所をある程度具体的にしてもらった方が検討しやすいといったようなことでの御提案、御発言だったと思うのですが、そういうことでよろしいわけですね。協働事業を進めていって、民と公との公共を担う立場で考えるのであれば、「単年でやつたらそれで終わるんですよ。」ということはあり得ない話で、やはり事業の継続性ということはきちんと想えていかなければいけないだろうと思いますし、その事業自体も吉川先生がおっしゃったように、やって終わりというものはひとつもないわけで、それが果たして行政全体の中で、どういったような優先順位を持つのかということをしっかりと見極めていかないと、「やつたらいいですよ。」ということで、「やりましょう。」、「やりましょう。」で、結果として、あくまでも一過的なものに終わってしまうので、今こういった時代ですので、行政全体の中できっちり順位づけす

	るような仕組みも考えていく必要があるのではないかなど、今後できるかどうかは別にして、そういうことを考えております。
吉川委員長	それが先ほど、最初採択とかを踏まえての評価しかなかったものを、永易委員さんがおっしゃっていただいたような受益者の方も踏まえて、継続していくのかどうかということも大切だと思います。そういうことを踏まえて、今後やっていく必要があると思います。今の御意見に対してどうでしょうか。
工藤市民部長	おっしゃるとおりでございます。渡邊委員さんもかつて行政におられたので、よくお分かりだと思いますが、この協働を進めていく上での1つのポイントであります行政職員の意識改革は、その辺にあるだろうと思います。ただ既存の事業あるいは既存の予算の範囲内でしょうとすると、新しい課題になかなか取り組めない。もちろん新しい課題についても、対応できるだけの予算があればいいのですが、限られた中で「取捨選択をしていくのか。」あるいは、「その手法を変えればできるのではないか。」というようなことを、いかにして工夫していくかということが、この協働を進めていく上でのポイントでもあろうと思います。予算の話に戻りますが、協働事業として取り上げるのは、いわばテーマに対しての目出しといいますか、実験的なもので、そこを行政職員の意識改革によって、これは継続させていく必要があるということになれば、市全体の既存の中に「どういう位置づけをしていくか。」「どういう理由づけをしていくか。」ということを考えていかないといけないだろうと思います。だから、既存の今までやっている事業をそのまま置いておいて、協働事業のところだけの予算をどんどん膨らませていくということでは、予算だけが肥大化していくことになりますので、そういうことではいけないだろうというところが、一番この事業を進めていく上でのポイントかなと考えます。
吉川委員長	ぜひその方面の御意見もいただけたらと思います。
渡邊委員	工藤部長のおっしゃられるとおりだと思うのですが、ただ協働事業ということで市としてこういう事業を打ち出す以上は、単なるどうでもいいようなことを協働事業で採用するのではなくて、予算とかどうとかではなくて、「予算を全部割いてでもこれをやるんだ。」というぐらいのウエイトも持った形でやっていかないと、やってもやらなくても同じ、1年で終わっても同じ、継続性を持たなくともなんら問題が起こらないといったような形になる。行

	<p>政職員の意識改革よりも、もっと行政そのものが、もう少し考え方を職員の問題だけでなく、協働事業そのものに対する位置づけというものをもう少し考えないと、かえっていけないのでないかなと思います。それをはっきり打ち出さないと、職員の意識も変わらないのではないのかなと、「予算がつかなければやらなくていいのなら、どうでもいいよね。」と、「いいものを継続できないのだったら、やってもやらなくても同じだよね。」といった話になるのではないかなと思います。</p>
吉川委員長	<p>事業継続が困難で、渡邊委員さんがおっしゃっていた継続のシステムづくりをしないと、職員の意識だけでは、今言われたように、「予算がないからやらなくていい。」というシステムでは、今もそうなのですが、いつまでたっても、このままだと私も思います。そこについて、意見をいただけたらと思います。</p>
加藤委員	<p>協働事業を3年間してきて、いろいろな問題点があつたりとか、改善点が出てきて、そういうことが出てくることがすばらしいと思います。継続してほしい事業ですので、新しい委員の皆さんもいらっしゃいますので、今後ますますこの協働事業について理解を深めて、もっともっと市民の皆さんに知っていただいて、大きな事業を継続していただけることを望みます。</p>
藤田副委員長	<p>ボランティアと協働でやったことによって、ボランティアが連携できる場所づくりができた。そして次に、連携をお願いして、ボランティアしていく。初年度は金銭的な予算もいるけれど、次からは、そのものを持っていけばやれる事業も、この事業の中にはあったと思います。そういう意味では、協働でやってくれて窓口が開けて、そのボランティアが次から次へと発展しながらやっていく。年間3ヵ所なら3ヵ所、順々に回っていくことができるのも、できてくるのではないかなと思います。お金は使わなくても、それはボランティアでやれるのではないかなと思います。例えば、具体的に言えば、新居浜市おもちゃ図書館きしやポップが、環境のボランティアを学校で児童に指導していることは、初年度は材料づくりにお金がかかるけれど、次はそのものを持っていけば、ボランティアだけでやれるのではないか。そういうことができるようになります。そういう点で、継続のシステムづくりというのは、やつた当事者が、どのように考えて続けていくかということも考えてもらわないといけないと思います。</p>
吉川委員長	<p>先ほど紹介のあった今年度事業の煙突山ライトアップは、予算なしの事業</p>

	<p>ですが、協働事業です。そういうことも踏まえて、継続ということも踏まえて、いろいろなやり方があると思いますが、そういうことも御意見をいただけたらと思います。</p> <p>事務局から何かありますでしょうか。</p>
事務局 (井上)	<p>それでは、お手元の方に配布させていただいております「協働推進のための講演会」の御案内をさせていただけたらと思うのですが、「小さな気づきが地域を変える～マニフェスト的思考と実践～」ということで、11月10日、水曜日、午後7時から、消防庁舎4階コミュニティ防災センターにおきまして、講師に中村健先生をお招きしまして、講演会を開催いたします。中村健先生は、元徳島県川島町長もされておりまして、現在、早稲田大学マニフェスト研究所次席研究員、ローカル・マニフェスト推進ネットワーク四国事務局長もされておりまして、気づきの道具でありますマニフェストを使用しまして、組織改革で、進化させていくお話をさせていただく流れになっております。対象といたしましては、市民団体の皆様、行政職員となっておりますけれども、どなたでも参加無料ですので、御都合がつきましたら、この会の方に来ていただけたらと思います。また、お誘いあわせいただいて、組織改革とか、行政職員もそうなのですが、市民団体の方で興味のある方がいらっしゃいましたら、御参加よろしくお願ひいたします。</p>
吉川委員長	<p>長時間御審議いただき、また、今日初めての方もおられる中で、非常に貴重な御意見もたくさんいただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして、第1回協働事業推進委員会を終わります。</p>

16:40 閉会